

週刊プレイボーイ連載

追及！ 耐震偽装事件の真実（最終回）  
大誤報を流したマスコミに  
責任はないのか？

ルポライター・明石昇二郎

&ルポルタージュ研究所

（『週刊プレイボーイ』2011年5月9  
日号）

## “誤報の集大成”とも言える一冊？

「姉齒ら8人につづき小嶋ついに逮捕！ 『偽装』の核心に迫る渾身ドキュメント」

そんな扇情的なキャッチコピーが帯に書かれた本がある。産経新聞社会部取材班による『無責任の連鎖 耐震偽装事件』（産経新聞出版）のことだ。

「小嶋ついに逮捕！」の部分は一際大きい活字である。発行は2006年6月2日。同年5月11日に小嶋進氏が逮捕された直後に出版されていた。が、ページをめくっていくと、本文中に「小嶋ついに逮捕」の記述がない。見ると、あとがきの日付は「平成十八（2006）年五月」となっている。付録の年表も、同年4月26日の「姉齒、木村盛好、藤田東吾ら8人を逮捕」までで終わっていた。つまり、本の中身が刷り上がった直後に小嶋氏が逮捕され、急遽、本の帯だけを差し替えたのみられる。

それでもこの本は「違法な別件逮捕と批判するのは不適切」と勇ましく事件を論評した後、こう締め括っている（ゴチツクは筆者）。

「いうまでもなくこの事件は、一人の**一級建築士の犯罪ではなく**、複合的に建設業界の関係者が絡み合い、構造的に生み出されたものだ」

だが実際は、この本が出版された3か月後の同年9月、姉齒氏初公判で一

**人の一級建築士の犯罪**だったことが明らかになっていった（当連載第1回で詳報）。勇み足をし、肝心の「核心」を見誤った「渾身ドキュメント」本——。恥以外の何物でもない。報道機関の名折れだ。

この本が内包する最大の問題点は、ヒューザーの小嶋社長をいち早く逮捕するよう促している点だった。産経新聞社を電話取材する。お相手は、本のあとがきを書いていた別府育郎・産経新聞東京本社社会部長（当時。現・論説委員）。

\*

——率直に申しまして、この本に書かれている「核心」の部分からして誤報だったことになるのでしょうか？  
「ごめんなさい。いまポンと聞かれても、ちよっと答えに窮しますね。いまコメントできません」

——一読して、小嶋進氏に対する名誉毀損にも相当する書籍だと感じました。責任ある報道機関として、今後どうされるのか。このまま放置するのはいかがかと思えます。

「広報のほうに申し入れていただけますか。いずれにしても私はこの電話で、個人で答えられませんので」

——個人って……会社にお電話をしているんですけど。

「だから、会社に申し入れていただけませんかとお願ひしているんです」

\*

堂々巡りになったので、改めて文書で訊ねることにした。産経新聞社に確認を求めたのは、  
・本は現在も販売中なのか。絶版になったのか。もしくは、姉齒氏の初公判後に回収されたのか。

・「**一人の一級建築士の犯罪ではなく**」

との部分は、事実誤認ではないか。

・本はヒューザーの小嶋進元社長の名誉を毀損しているのではないか。

・耐震偽装事件は姉齒氏の単独犯行だ

つたにもかかわらず、誤報がまだ訂正されていないのはなぜか。

などの点である。

数日後、産経新聞社の広報部よりFAXが届いた。全文は以下のとおり。「耐震偽装事件は社会的関心の高かった事件であり、産経新聞では発覚当初から裁判に至るまで、きちんと取材し、紙面化してきました。ご指摘の書籍は、その過程をまとめたものです。すでに絶版になっています」

木で鼻をくくったような回答の見本だな……と呆れていたところに、同社の鶴谷和章広報部長より電話がかかってきた。

\*

——本のタイトルにもなっている「無責任の連鎖」、つまり組織犯罪であるという前提でまとめられた本かと思うんですが。

『前提で』という言い方は、ちよつと引つかかるんですが」

——当時の社会部長が「いうまでもなくこの事件は一人の一級建築士の犯罪ではなく」と断定しています。

「まあ、その時点ですのですね」

——結局、**事実はどうだったのか、ということに尽きる**でしょう。

「その論理でいきますと、すべて裁判その他、決着が着かないと何も書けなくなる……」

——そんなことは言っておりません。誤報は誤報だと言っているだけです。

訂正はしないんですか。

「回答は、これでございますので」

——「きちんと取材」した結果、誤報を出した。しかし、訂正はしない。こういう理解でよろしいわけですか？

「回答は、お送り致しました」

——これでは回答になっていません。それこそ「無責任」だと思いますよ。

この本の帯には「無責任の連鎖はどこまで続く」なんて書いてありますけど、**産経新聞社にまで続いているじゃないですか。**

「それは受け取り方の問題ですけれども……」

\*

昨年12月2日付『日本経済新聞』社説は、告発サイト「ウイキリークス」に対し、こんなことを書いていた。「メディアであれば報道した後にも責任を負わなければならない」

ジュリアン・アサンジ氏よりも産経新聞社にこそ、襟を正して聞いていただきたい言葉である。

**マンションを引き渡しても**

**引き渡さなくても罪？**

ところで、小嶋氏が逮捕された「詐欺」容疑とは、**耐震偽装をさせてマンションを売った**からではない。**耐震偽装を知った後も**マンションを売ったから——というものだ。

小嶋氏が神奈川県藤沢市の分譲マンション「グランドステージ藤沢」の販売代金およそ4億1000万円を詐取したとして、東京地裁と東京高裁が下した判決は「懲役3年、執行猶予5年」である。懲役5年を求刑していた検察は執行猶予付きの高裁判決を受け入れ、上告していなかった。元・大阪高検公

安部長の三井環氏は、この裁判の「異例さ」を次のように解説する。

「検察は詐取の額が1億円を超えていれば、実刑を求めるのが通例です。そして4億円もの詐欺事件の場合、裁判所は通常、執行猶予などつけません。なぜ実刑とならなかったのか、その理由が判決文に書かれているはずですが、事実、一審の判決文では、「量刑の理由」が次のように書かれていた（ゴチックは筆者）。

「そもその発端は、姉歯による構造計算書の改ざんであり、そこに、確認検査機関であるイーホームズがこれを看過して建築確認をし、更に検査済証を発行していたという事情があり、本

件に至るまでに限れば、ヒューザーは耐震偽装の被害者ともいえる立場にあったことは否定できず（以下略）

「（中略）ヒューザーや被告人が耐震偽装問題の中心にいるかのようなら、一方でマスコミ等から厳しい非難が集中した面がないではなく、これまでに相応の社会的制裁を受けていること」

「（中略）以上の諸事情を総合考慮すると、本件は被告人を実刑にするような事案であるとは認めがたく、主文のとおり量刑が相当と判断した」

小嶋氏に対する有罪判決の是非はさておき、裁判所はマスコミ報道よりよほど「事件の構図」を正しく捉えているのではないか。高裁判決に至っては、「耐震偽装というレベルで捉えれば、本来被害者の立場にあつた被告人に非難が集中しすぎた感は否めず」とまで踏み込んでいる。報道による

行き過ぎた「社会的制裁」を窺<sup>たじな</sup>めたもの、と読むこともできるだろう。この判決を不服とし、今も最高裁で争われている小嶋氏の裁判では、05年10月27日――すなわちヒューザーとイーホームズの間でトップ会談がもたれた日――の時点で、小嶋氏が耐震偽装の事実を知っていたかどうかのみが焦点となっていた。

当連載が最高裁の判決に影響を及ぼせるとは到底考えてはいない。だが、この裁判では以下に掲げる点がきちんと審理されているのか大いに不安と疑問を覚えるので、ここにその問題点を列挙しておこう。

【小嶋氏はマンションを引き渡さないということができたのか？】

当時の事情をよく知るヒューザーの元社員は語る。

「マンションを期日どおりに引き渡すことは契約行為だから、引き渡さないと契約違反になるんです。お客さんは、住んでいた家を売ったり、賃貸マンシ

ョンを解約したり、引越しの準備もしている。だから引き渡すのはヒューザーの義務であって、そうしなければ即2割の違約金が発生する。仁義も欠くじゃないですか。」

しかもあの段階では、引き渡してはならないという根拠がハッキリしていなかった。引き渡さないために必要だったのは、藤沢市長の『使用禁止命令』なんですね。それがまま、お客さん

にどう説明をすればよかったのか。『ちよつとマンションの構造計算がおかしいらしくて、すみませんが入居はしばらくできません』みたいな説明で、引き渡しを延ばすことが本当にできたのかどうか……」

恐ろしいことに、ヒューザーの小嶋氏はマンションを引き渡しても引き渡さなくても罪に問われた可能性があつたのだ。要は検察のサジ加減一つ、ということなのだろう。

【マイナス5億円の詐欺？】

筆者がヒューザーの銀行通帳を確認したところ、「犯行日」の05年10月27日、「ランドステージ藤沢」の建設費用として銀行から借り入れていた6億6000万円を、銀行に返している。そしてその翌日の10月28日には、木村建設に工事代金の残金2億7000万円を支払っている。合計で約9億3000万円也。つまり「詐欺」とされるマンションの販売代金4億1000万円を差し引くと、ヒューザーにとってはこの2日間で5億2000万円もの「赤字」となるのだ。

しかも、全30戸からなるランドステージ藤沢で、問題の05年10月28日に実際に引き渡されたのは、契約済みだった22戸のうちの一部戸である。残りの5戸は翌月に解約され、未契約だった8戸は販売中止になっていた。詐欺を働く気があるなら、なぜ全部売り切らなかったのだろう。どうしてこんな「不自然なカネのや

り取り”が発生したのか。実はどの支払いも、耐震偽装事件発覚の数か月前に契約が交わされ、それが実行されただけの話なのだ。

そして、その契約と支払いの一部分だけを取り出して「詐欺だ」と断定したのが検察だった。捜査本部内には「詐欺」での立件に対して消極論もあったようで、現に、小嶋氏を取り調べた警庁の刑事は小嶋氏にハッキリと、「こんなの、詐欺になりませんよ」と語っていた。

\*

最高裁は、こうした事実を目をつぶり、真相究明を放棄することも可能だ。説明する必要さえもない。上告を却下すればいいだけである。ただしその場合、産経新聞社に続き最高裁までが「無責任の連鎖」に連なってしまうことになる——そのことだけは指摘しておくなければなるまい。

姉齒氏が手がけた耐震偽装マンションは、ヒューザーの社員たちも買っていた。そして小嶋氏自身も。誰も皆、自分たちが販売していたマンションにまさかそんな不正が潜<sup>ひそ</sup>んでいようとは思ってもみなかったからこそ、自分でも買っていたのである。

ここまで当連載にお付き合いいただいた賢明な読者であれば、なぜ小嶋氏が判決を受け入れず、最高裁まで戦いつづけているのかについて、これ以上の説明は不要だろう。

## マスコミ報道は決して間違いません

これが、今回の取材の結果、確認できた「耐震偽装事件」の真相だ。これまで報道されてきた内容とはあまりにもかけ離れ過ぎていて、取材した筆者自身がわかに信じられなかった。

最後に、各新聞社からの「回答」を一覧表にして紹介しておく。どの新聞

社も、甘い取材の結果、行き過ぎた「社会的制裁」を乱発し、自殺者まで出していることについて、何ら恥じる気も償う気もないらしい。

新聞社にしてみれば、姉齒氏のついたウソをそのまま報じた責任は、ウソをついた姉齒氏の側にあり、国交省が「組織犯罪」と見立てていたことを報じた責任も、見立てを誤った国交省の側にあり、小嶋氏が逮捕された際に「捜査は疑惑の本丸に迫ってきた」と社説で報じた責任も、自らを「オジャマモン」と称し、メディアにも積極的に露出し、取材でマイクを向けられれば素直に応じていた小嶋氏の側にすべてあるかのようだ。つまり、一連のマスコミ報道には何の責任もないと考えている。

それもいいだろう。ただ、読者に対する責任を甘く見てはいまいか。こうしたことを繰り返していくうち、信用をなくし、読者からも見放され、その時に初めて自身の罪の重さをようやく思い知るのかもしれない。

筆者は、長年慣れ親しんだ某新聞の定期購読を打ち切ることにした。(了)

### 【小嶋氏一審判決文（抜粋）】

主文  
被告人を懲役3年に処する。  
未決勾留日数中190日をその刑に算入する。

この裁判が確定した日から5年間その刑の執行を猶予する。(中略)

(量刑の理由)

(中略)

①(中略)被告人には積極的、意図的に被害者から残代金をだまし取ろうとした事実までは認められず(中略)いわば弱い故意に基づいて犯行に及んだにとどまること(これに反する検察官の主張は採用できない)。

②(中略)そもその発端は、姉齒に

よる構造計算書の改ざんであり、そこに、確認検査機関であるイーホームズがこれを看過して建築確認をし、更に検査済証を発行していたという事情があり、本件に至るまでに限れば、ヒューザーは耐震偽装の被害者ともいえる立場にあったことは否定できず、また、今回の件について、ヒューザー内において被告人のみに責任があるというものでもないこと、

③ 本件犯行により被告人が財産的利得を得たということはなく、ヒューザーとしても、被害者らからだまし取った金を不当に利用したこともないこと、

④ 被害者らにはヒューザーからの見舞い金や破産の配当金などが支払われ、微々たるものとはいえ、被害の一部が回復していること、

⑤ (中略) ヒューザーや被告人が耐震偽装問題の中心にいるかのようなとらえ方でマスコミ等から厳しい非難が集中した面がないではなく、これまでに対応の社会的制裁を受けていること、

⑥ 相当期間身柄を拘束されていたこと、(中略) 以上の諸事情を総合考慮すると、本件は被告人を実刑にするような事案であるとは認めがたく、主文のとおり量刑が相当と判断した。

#### 【新聞各社に送った質問と回答】

1、この事件では、過熱した報道により自殺者が出ています。それについて御社のご見解をお聞かせ下さい。

2、耐震偽装事件は姉齒氏の単独犯行でした。事件を「組織犯罪」と見立てた当時の報道は誤報であり、いまだ訂正されないままです。これについて御社の意見をお聞かせ下さい。

#### 【朝日新聞からの回答】

朝日新聞は、姉齒秀次元建築士が単独で構造計算書を偽造した疑いがあることを2005年12月28日付夕刊で特

報し、その後も「組織的な偽造」という見立てでの報道はしていません。個々の取材の経緯や内容については、取材源秘匿の原則もあり、お答えしていませんので、ご理解下さい。

#### 【読売新聞からの回答】

姉齒秀次氏の単独犯行であることは事件当時から報道しており、名誉毀損などのご指摘はあたらないと考えております。

#### 【毎日新聞からの回答】

ご指摘の件については、公正な報道をしています

#### 【産経新聞からの回答】

耐震偽装事件は社会的関心の高かった事件であり、産経新聞では発覚当初から裁判に至るまで、きちんと取材し、紙面化してきました。ご指摘の書籍は、その過程をまとめたものです。すでに絶版になっています

配信元…ルポルタージュ研究所

Copyright (C) 明石昇二郎

URL : <http://www.rupoken.jp>